

○ 社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件（平成二十六年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>社債、株式等の振替に関する命令（以下「命令」という。）第六十二条に規定する金融庁長官が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する金融庁長官が定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二までに掲げるもの（命令第六十二条の業務規程で定めるものに限る。）の振替を行うための口座を開設した場合において、当該口座の加入者（法第二条第三項に規定する加入者をいう。第三号において同じ。）から特定個人情報の提供を受けたとき当該特定個人情報</p> <p>二 外国の法人が発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第十二号の権利を表示するものその他の命令第六十二条の規則で定めるものの保管及び振替決済を行うための口座を開設した場合において、</p>	<p>社債、株式等の振替に関する命令（以下「命令」という。）第六十二条に規定する金融庁長官が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する金融庁長官が定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号までに掲げるもの（命令第六十二条の業務規程で定めるものに限る。）の振替を行うための口座を開設した場合において、当該口座の加入者（法第二条第三項に規定する加入者をいう。第三号において同じ。）から特定個人情報の提供を受けたとき当該特定個人情報</p> <p>二 外国の法人が発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第十二号の権利を表示するものその他の命令第六十二条の規則で定めるものの保管及び振替決済を行うための口座を開設した場合において、</p>

当該口座の開設を受けた者から特定個人情報の提供を受けたとき  
当該特定個人情報

三 第一号に規定する加入者又は前号に規定する口座の開設を受けた者（以下この号において「加入者等」という。）から提供を受けた特定個人情報のうち、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）について、同法第七条第二項の規定により当該個人番号に代わる個人番号が指定された場合において、当該加入者等からその指定された個人番号を含む特定個人情報の提供を受けたとき、その指定された個人番号を含む特定個人情報

当該口座の開設を受けた者から特定個人情報の提供を受けたとき  
当該特定個人情報

三 第一号に規定する加入者又は前号に規定する口座の開設を受けた者（以下この号において「加入者等」という。）から提供を受けた特定個人情報のうち、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）について、同法第七条第二項の規定により当該個人番号に代わる個人番号が指定された場合において、当該加入者等からその指定された個人番号を含む特定個人情報の提供を受けたとき、その指定された個人番号を含む特定個人情報